

松山税務署からのお知らせ

～確定申告に関するお願い～

税務署の確定申告会場では、新型コロナウイルス感染症の感染対策として「**入場整理券**」により一定の入場者数の制限を設けることを予定しており、入場整理券の配付状況によっては後日の来場をお願いするなどのご不便をおかけすることも考えられます。

そこで、「**医療費控除・ふるさと納税等で確定申告をされる際には、ご自宅からスマートフォンを利用した確定申告**」をしていただきますようご協力をお願いいたします。

いつでもどこでもスマホで簡単確定申告！

○ スマホ申告のメリット！

- ・ 自宅で作成できるので税務署への来署が不要
- ・ 確定申告期間は24時間（メンテナンス時間を除く）いつでも利用可能
- ・ 右下のQRコードをスマホで読み込むだけで、作成画面に簡単アクセス
- ・ 還付金の早期還付（書面提出の場合1か月～1か月半での還付が3週間程度で還付）

※1 メンテナンス時間は毎週月曜日午前0時から午前8時30分を予定しています。

※2 スマホからe-Taxを利用する場合は、マイナンバーカード若しくはID・パスワードが必要となります。

※3 ID・パスワードは、税務署で即日発行します（申告されるご本人が運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。）。

※4 マイナンバーカードを使ってe-Taxを利用する場合は、スマホがマイナンバーカードの読み取りに対応している必要があります（詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。）。

スマホ申告はこちらから



確定申告に関する相談も自宅からチャットボットや電話でできます！

○ チャットボットでの相談

AIを活用した税務相談チャットボット「ふたば」が24時間ご質問にお答えします！

※ 令和4年分消費税の確定申告に関する相談は、令和5年1月30日開始予定

○ 電話での相談（受付時間 8:30～17:00）

開設期間 令和5年1月18日（水）から3月15日（水）（土日祝日を除く）

「確定申告電話相談センター」で所得税・贈与税・消費税の確定申告に関するご質問やご相談にお答えします。

ご利用される方は、松山税務署の代表（089-941-9121）へお電話いただき、自動音声案内に従い、「0」を選択してください。

なお、2月19日（日）及び2月26日（日）は、電話相談を行っております。

税務職員ふたば



確定申告会場は、令和5年2月16日（木）開設！

○ 開設期間 令和5年2月16日（木）から3月15日（水）（土日祝日を除く）

※ 2月19日（日）及び2月26日（日）は、確定申告の相談、申告書の受付を行います。

※ 2月15日以前は、確定申告会場を設置しておりませんので、ご注意ください。ただし、作成済みの申告書等の提出は受け付けております。

○ 開場時間 9:00～17:00（配付予定時間 8:30～16:00）

確定申告会場の混雑緩和のため、会場の入場には「**入場整理券**」が必要となります。

整理券は**LINE**で事前発行するほか確定申告会場でも当日配付いたします。

なお、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。

国税庁LINE公式アカウント



※ 会場駐車場には限りがあり、駐車場に入るまで大変時間がかかります。会場周辺の道路も渋滞し、近隣住民の皆様にご迷惑をおかけいたしますので、申告会場へお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。